

# 各種制度について

## 保安林制度

- 公益的機能を特に発揮させる必要がある森林を農林水産大臣、または知事が指定します。
- 17種類に分けられ、主な保安林としては、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林などがあります。
- 保安林の指定を受けると税制上や、造林関係補助金、農林漁業金融公庫の特例などの優遇措置が受けられます。  
なお、施業の実施に当たり立木の伐採規制、伐採跡地への植栽の義務などの制限を受けます。

## 森林経営計画

- 森林所有者が所有する森林について自発的に作成する、5年を1期とする森林施業の長期計画で、市長の認定を受けます。
- 30ha以上の面積が必要ですが、計画通り施業することにより税制・補助金・融資などの優遇措置を受けることができます。

## 伐採届出制度

- 森林法に基づき、森林所有者が森林の立木を伐採するときに、あらかじめ市長に届け出る制度です。
- 適正な森林の施業を確保し、森林の有する機能を発揮させるため、伐採計画をあらかじめ把握し、必要に応じて指導等を行うため設けられています。

## 林地開発許可制度

- 森林の乱開発を防止し、森林の有する機能の維持を図り、森林の土地の利用を適正に行うための制度です。
- 土砂等の採取などで民有林の開発を行う場合は、知事の許可が必要になります。